

平成25年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成25年5月8日(水)午後2時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森下淑子	委員 加藤和宣	
	委員 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	11号	東京都北区立学校の位置変更について	承認
2	12号	東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東京電力分)	承認
3	13号	東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東日本電信電話分)	承認
4	14号	「北区指定有形文化財(建造物)の保存等について」北区文化財保護審議会に諮問する件	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	9号	地方分権改革等の検討について	了承
6	10号	滝野川第一小学校・滝野川第七小学校統合推進委員会の設置について	了承
7	11号	稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の協議の進捗状況について	了承
8	12号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程1	13号	なでしこ小学校の改築計画について	了承

平成25年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成25年5月8日(水) 14:30

森下委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第11号議案「東京都北区立学校の位置変更について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

委員長

森下委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、第11号議案、北区立学校の位置変更について、議案を提出させていただきます。恐れ入ります、議案の1ページ目をお開きください。1枚おめくりください。

北区立学校の位置変更についてでございます。平成25年9月1日をもちまして、東京都北区立滝野川紅葉中学校の位置を東京都北区滝野川二丁目52番10号から、東京都北区滝野川五丁目55番8号に変更するものでございます。

恐れ入ります、もう1枚お開きいただきまして、地図でございます。この案内図でご説明します。旧滝野川中学校の位置にございます滝野川紅葉中学校、今回の学校改築完成をもちまして、旧紅葉中学校の位置、滝野川五丁目55番8号に変更するものでございます。

森下委員長

本件につきまして、ご質疑、またご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特に、ご質疑・ご意見がないということでございます。そこで、反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第2、第12号議案「東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東京電力分)」及び日程第3、第13号議案「東京都北区立滝野川紅葉中学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東日本電信電話分)」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、第12号議案並びに第13号議案、東京都北区立滝野川紅葉中学校（新校）に係る行政財産の使用許可について、説明させていただきます。

初めに、第12号議案、東京電力分です。表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。ページ左端の説明欄をごらんください。滝野川紅葉中学校（新校）北側道路の拡幅工事に伴い、学校敷地内の歩道（公開空地）に支柱を移設したい旨の申請があり、使用を許可するものでございます。

恐れ入りますが、3ページの図面をごらんください。地図の上方になります。凡例がございまして、移設前、移設後の表示がございまして、これを地図で見ますと、丸の中、若干左下学校側に移設している様子がおわかりいただけると思います。丸で囲った部分の拡大図を真ん中右ほどにお示ししてございます。新校の北側道路、北区が管理する区道でございますが、もともと狭隘な道路でございまして、幅員が5.2メートルほどとなっております。通過交通が一定程度ある上に、スラローム状となっております。交通安全上問題を抱えている状況でございます。

このため、区の道路拡幅計画では、手前でございます谷端のさらに手前、民間のバス会社の駐車場から、中山道までを拡幅する計画がございまして、新校の前の部分では6メートルまで拡幅する計画となっております。以上から、新校の建築計画においては、まず現状から道路拡幅に必要な80センチほどを学校敷地側に後退しております。さらに、歩道状空地、校外空地として、学校の敷地内に1.5メートルほどセットバックし、そこに歩行者空間を整備する計画となっております。

これにより新校の北側道路部分は、現状の5.2メートルの幅員から新築後は公開空地を含めると7.5メートルまで広がることになり、生徒の登下校時の安全確保が図られるものと理解してございます。

なお、先ほどご説明しましたとおり、校地の一部を道路用地とするため、新築後の滝野川紅葉中学校の敷地面積は、約240平米ほど小さくなる見込みでございます。

ここまでご説明いたしました取り扱いにより、現在は狭隘な道路の端に設置してございます東京電力の支柱が結果的に道路のより中心より残ることになるため、車道の邪魔にならない場所、つまり新校の敷地内、公開空地などに移設するものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。申請者は、東京電力株式会社東京支店大塚支社長、二として、使用を許可する財産は支線柱1本、以下使用目的、使用許可期限はお示しのとおりです。五の使用料は、電気通信事業法施行規則によりまして、年1,500円となっております。月額にしますと、125円となります。

次に、第13号議案、東日本電信電話分でございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。申請理由は、第12号議案と同様でございます。申請者は、東日本電信電話株式会社東京支店設備部長、使用を許可する財産は、電信柱

3本と支線1条でございます。

恐れ入ります、4ページの図面をごらんください。電信柱の移設場所をお示しして
ございます。恐れ入りますが、再度1ページにお戻りいただきまして、三以下に使用
目的、使用許可期間をお示ししています。五の使用料としまして、電信柱3本と支線
1条、計4本分の月額をお示ししてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。

ただいまの本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

1つお聞きしてよろしいでしょうか。

この12号議案の柱と、それから13号議案の3本のうちの柱は、どれか1つ共通
して使用するというものはあるのでしょうか。全くないのですか。

学校改築施設管
理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管
理課長

それぞれ別のものがございます。

加藤委員

別のものですか。わかりました。

森下委員長

道路が広がって、生徒さんたちの歩行の安全が保たれるということで、今よりよい
かと私は感じました。

ほかにご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

1つだけいいですか。

ここは、フランスの学校が来て、バスや自動車の出入りが非常に多くなったわけ
ですね。その通り抜けも含めて。フランスの学校のところは幅寄せできるように、たし
か入り口のところに車寄せがあると思いますけれど。交通安全の4月の時期にここを

必ず警察と一緒に回るのですが、そうすると横断歩道で地域の方たちに一生懸命旗振りをしていただいているのです。その折も非常に人通りが多くて。やはりこの道幅が広がることは車の通行、そして子どもたちがよけられるスペースができるということで非常にいいことだなと思います。これが延長されて中山道のところまで——17号ですか、あそこは——そこまで幅が広がってくるとよいと思います。学校のところだけ広がってもその先が狭いとやはり危ないので、子どもたちの安全・安心を図る上で、区として少し対応を考えていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

森下委員長

安全面で大変貴重なご意見だと思いますけれども、ほかにご質疑、またはご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に関しまして特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議なしと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、第14号議案「「北区指定有形文化財（建造物）の保存等について」北区文化財保護審議会に諮問する件」を議題に供します。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、第14号議案、「北区指定有形文化財（建造物）の保存等について」北区文化財保護審議会に諮問する件をご説明申し上げたいと存じます。

1ページおめくりいただきたいと存じます。まず案件でございます。一、「北区指定有形文化財（建造物）の保存等について」でございます。

二の諮問理由でございますが、北区指定有形文化財（建造物）の所有者でございますが、先ほどごらんいただいた4棟の所有者、東京書籍株式会社でございます。その東京書籍株式会社から同社が所有いたします指定文化財の保存に関する請願書と買取協議書が提出されました。このたび、北区文化財保護条例第25条によりまして、指定文化財の保存に当たり、買い取り等を含めました適切な保存措置について、北区文化財保護審議会に諮問するものでございます。

先ほど机上にお配りしました第14号議案に、クリップでとめてあるものがあると思いますが、そこに東京書籍株式会社から提出されました請願書と買取協議書の写し

がついてございます。それをごらんいただきたいと存じます。

それでは、まず請願書から説明させていただきたいと存じます。先ほどごらんいただきました4棟の維持管理でございますが、それぞれ築80年近くたちまして、雨漏り等の修繕費等がかさむ状況になってございます。また、工場棟3棟でございますが、現在いずれも使用されていない状況でございます。東書文庫につきましては、所蔵資料のうち約7万6,000点が国の重要文化財に指定されているということもございまして、これからも東京書籍株式会社で維持管理を続けていただけるということでございます。

以上の理由から、現在4棟ございます北区の指定を東書文庫1棟に変更することを請願するものでございます。

続きまして、もう1枚の北区指定有形文化財の買取協議書をごらんいただきたいと存じます。先ほど申し上げましたように、4棟指定のうち東書文庫を除く工場棟、事務棟、守衛棟3棟と、その3棟が建っている土地と建物を買取ることを区に協議するものでございます。

一、文化財の名称及び員数でございますが、現在指定されている4棟を記載してございます。

二でございます。指定年月日は、平成11年3月9日。

三の所在地でございますが、堀船1の23の31、これは工場棟、事務棟、守衛棟3棟のある場所でございます。

四、五でございますが、記載のとおり、東京書籍株式会社の代表取締役社長となっております。

六の予定対価の額でございますが、70億6,020万円となっております。東京書籍に確認しましたところ、ほぼ土地代でございます。1平米の価格でございますが、国土交通省地価公示額相当となっております。

その他の事項といたしまして、地図と、写真と、それからこれからの事務の流れ、簡単な事務の流れでございますが、添付させていただきました。

以上、東書文庫1棟への文化財の指定変更と、区による3棟の買い取りについて、文化財保護審議会に諮問をしたいと存じます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

先ほど、私ども見学をさせていただきました。それぞれ思うところは多々ございましたが、今、館長からご説明のように保護審議会に諮問するというところでございます。これらについてご意見、またご質疑がございましたらお願いいたします。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

先ほど見させていただいて、3棟のかまぼこ型の工場については、中はもうがらんどうになっていて、あれを文化財として、確かに古くて柱のないとても貴重な建物だ

とは思いますが、あれを維持していくのにお金をかけるということは、非常に難しいことだなと感じました。ですから、指定を解除してもいいのではないかなと、私は思います。

森下委員長

ただいまの加藤委員のご意見、ほかはいかがでしょう。

では、私から、諮問理由のところにありますけれども、先ほど財政からは、とてもこの価格では無理だということが出ておりましたけれども、この理由の中を拝見しますと、それらを保存するに当たり、買い取り等を含めた適切な保存措置について北区文化財保護審議会に諮問するということなのですね。そうすると、ここで買い取り等について非常に無理があるということに関しても皆さんで協議をするということになるのでしょうか、この場で。そうではないですね。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

北区文化財保護条例でいいますと、19条でございますが、あらかじめ教育委員会の区に対する買い取り等の協議をしなければならないと書いてございますので、最終的には教育委員会で決定していただくという形になると思います。

森下委員長

東京書籍から教育委員会に宛てられた文書は今読ませていただいて、大変わかりやすい文書で、今、加藤委員からもお話がありましたが、3棟につきましては向こうに無理を言えないだろうということもございますが、ただそれを買取らなければならないとなると、そのあたりちょっと申しわけございません、私たちもよくわからないと思うのですけれども。

事務局次長

一義的には条例上は最終的に相手方に譲渡の意思があった場合は教育委員会で決定することはあるわけなのですが、その前段といたしまして、文化財保護審議会でも十分ご審議いただいて一定の結論を出していただきたいと考えております。

ですので、最終的な判断は、その答申が終わってからということになると思います。どのような答申が出るかはちょっと私もわかりませんが、基本的にはその部分も一応各委員にはご意見をいただく中で出していただこうと考えております。またその段階で教育委員会としての判断を、私どもからご説明をさせていただいて、求めていきたいと考えております。

森下委員長

わかりました。

それでは、先ほども見学をさせていただき、この東京書籍から出ております協議書の内容についても見学をした上で大変意味がわかると思います。理解ができましたので、この諮問について原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

森下委員長

では、異議なしと認め、本件は原案どおり承認することにいたします。
次は、報告事項に移ります。日程第5、報告第9号、地方分権改革等の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、お手元の資料、右肩に参考資料②となっているものを使いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

地方分権改革における、義務付け・枠付け等の見直しにつきましては、今国会に法律案が提出されてございまして、新たに特別区への影響を検討する必要が生じました。このため、これまで同様——これまで同様というのは今回が3回目にして、過去2回とも同じような方法で検討してございます。特別区の副区長会からの下命に基づいて、各法令の検討主体となる主管部長会への検討の割り振りが行われてございます。本日は、特別区の教育主管部長会会長に割り振りされたもののうち、各主管課長会に法改正の影響等の検討をするよう依頼された1項目について、北区として検討し、回答した内容、北区案としてございますが、お手元の資料に沿ってご報告いたします。

まず、1では、議論の対象となっている義務付け・枠付けについてご説明をさせていただいております。これまでの見直しの趣旨と経緯でございまして、地方が自らの発想で特色もった地域づくりができるようにするには、これまで国が法令により、一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、改められるようにすることが重要でございまして。

ここでいう、いわゆる義務付け・枠付けとは、国が一律に定めてきた基準等をいい、平成20年12月の地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえまして、4、076の条項が、「義務付け・枠付け」の見直しの対象とされてございます。これまで3次にわたり、そのうちの約6割に及ぶ2,428条項について検討が行われてございます。

過去3次にわたる「義務付け・枠付け」の見直しによりまして、第1次一括法では41法律が、第2次一括法では169法律が可決成立してございまして、本年3月31日までに全てが施行されてございます。一方、第3次一括法、69法律ございましたが、これは、さきの衆議院の解散により廃案となっております。

なお、北区ではこれまでの2回にわたる201の法律の改正について、公園や道路等にかかわる7法律の改正の影響を受けてございまして、義務付けや枠付けにかかわる基準を条例制定等をした経過がございまして、教育関係のものはございませんでした。

次に、2では、今回の新たな見直しの内容をご説明しています。第4次見直しにつきましては、全国市長会など地方からの提案事項について見直した点で過去3次と比較し特徴的でございます。これまでの見直し対象とならなかった1,648項目が検討の対象となっております。

そして今般、衆議院の解散により、廃案になった第3次一括法に新たに検討しました第4次見直し案を編み込んで、「新・第3次一括法案」——正式名称は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」でございますが、平成25年3月に閣議決定され、4月12日に第183回通常国会に提出されてございます。昨日までですが、法案は衆議院を通過してございまして、現在は参議院で審議中となっております。

裏面をごらんください。次に、3で、今回の新3次見直し分のうち、文部科学省に係る義務付け・枠付けの見直し分2項目のうち、口頭でご説明しました特別区教育主管部長会長から、北区に法改正の検討依頼をなされた1項目について説明をしております。

3番としまして、文部科学省に係る新3次見直し分、(1)として幼稚園、小学校、中学校の設置基準でございます。具体的に対象となる法律名は学校教育法で、その3条になります。3条の参照条文を掲載してございまして、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」としてございます。

今回の見直しの提案では、この学校設置基準を条例委任しようという内容となっております。

その見直しのきっかけとなっている具体的な基準の支障事例、もしくは地域の実情を踏まえた必要性というのを③で書いてございまして、図書館や各種運動場等、他の教育施設との相互利用が不可能となっており、地域に応じた独自の教育施策の展開の支障となっている。学校設置基準を条例委任することにより、校舎及び運動場の面積、校舎に備える施設等を地方の裁量で決定することが可能となっており、自治体の独自性が発揮することができるとなっております。

4番として見直しの理由でございます。学校の設置基準の3条については、既に弾力的、大綱的な規定であることや、他の学校等の施設及び設備の使用に関する規定の趣旨等について、各地方公共団体に通知するとしてございます。若干わかりづらいところがございますので、5番として説明を加えさせていただいてございます。4番までが文部科学省、もしくは内閣府等がまとめた資料をそのまま引用しているものでございます。

5番の説明としまして、文部科学省が学校教育法第3条を踏まえ、学校設置基準について省令を定めてございます。同基準では小中学校とも第1条で「省令で定める設置基準は、小(中)学校を設置するのに必要な最低の基準とする」としてございまして、本設置基準が、国が法令により一律に決定した「基準」部分に該当すると思われる。ここの部分を指して、義務付け・枠付けと呼んでいるということでございます。

一方、「小(中)学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定め

る設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。」ともされてございまして、この部分を指して、上記④見直し理由にある、既に弾力的、大綱的な規定になっているとしているものと思われま

す。学校設置基準では、校舎、運動場の面積を、児童生徒数に応じて最低必要面積として定めてございまして、また、図書室については、その第9条（校舎に備えるべき施設）として、「校舎には、少なくとも既に掲げる施設を備えるものとする。」としまして、普通教室や特別教室、職員室、保健室とともに、必要な施設として図書室を規定してございまして、「義務付け・枠付け」の見直しは、条例制定を前提に、地域の実情に合わせた基準の「緩和」措置であることから、今回の学校設置基準の見直しは、何らかの事情で児童生徒数に応じた校舎、運動場の面積が確保できない場合や、社会体育施設等と学校の施設を兼ねる場合の学校運動場の面積積算方法を緩和しようとするものでございまして。

⑥として北区の状況でございまして、本区においては、国の法令や設置基準に基づいて学校の設置を行ってございまして、区独自の設置基準は定めてございませ

ません。校舎の面積につきましては、小中学校全校において各学校の設備基準を満たしてございまして。一方、運動場についてですが、都市部に共通する課題として、広大な用地の確保の困難さ等を背景に小学校で10校、中学校で6校が最低基準に達していない状況でございまして。

そんな状況を踏まえまして7番、検討結果（北区案）としてございまして、このように回答させていただいてございまして。規定は弾力的、大綱的なものとして、既に運用されており、その趣旨に従い対応が可能であるため、区への影響は無い。最後に補足として、検討結果を導いた考え方をまとめてございまして。義務付け・枠付けの見直しの流れの中では、現状を追認する目的で、例えば運動場面積の基準を緩和することも可能となったわけ

でございまして。しかしながら、例えば今後の小学校における適正配置を推進する中で、より好条件の場所に統合校を設置することで改善を期待することも可能でございまして、北区としては、より良い教育環境の維持・向上を追及する意味で、条例制定により学校設置基準の面積要件等

の見直しは、あえて必要ないと考えているところでございまして。

長くなりましたが、報告は以上でございまして。

ご説明、ありがとうございます。

本件につきましてのご質疑、またはご意見はございましてでしょうか。最後の3ページの中のご説明で、小学校では10校、中学校では6校が最低基準面積に達していない状況ではあるけれども、規定はその弾力的、大綱的なものとして運用されているので、北区としては影響はないという結論になるということですね。そして、今後の適正配置を推進していく中で、改善を期待することも可能ではあるが、今のままでも大丈夫だということ

でございまして。

森下委員長

教育長

委員長

森下委員長

教育長

教育長

条例委任するというのは、法律で定めるのですね。条例に委任しますと。そうすると、これまで法律で定めていた、あるいは政令で定めていた基準そのものはなくなる。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

今回の例でいいますと、省令にうたわれていますので、省令で委任するというふうになるのだと思いますけれど、そこで条例をつくったときに北区の基準をそれ以下の基準で設置することができるということになるのだと思います。

教育長

省令は生きているわけね。それが条例で規定しなければ省令はそのまますぐに提供されるという考えでいいのですね。

学校改築施設管理課長

条例を制定しない自治体については、相変わらず文部科学省の省令が生きているということでございます。

教育長

委員長

森下委員長

教育長

教育長

もう1点よろしいですか。

こっちの本体の3ページ、学校法のその3次の規定の一番下のほうに義務付け・枠付けの(1)の公立の機関と学校施設を合わせて整備するというのは、いわゆる学校として学校図書室を設けなければいけないというのを公立図書館と合築すれば、改めて学校図書室として設けなくてもいいと、そういう緩和という理解でいいのかな。この中のこっちの説明についてのあれでいくと、その辺の学校設置基準を条例委任することに、校舎、運動場、校舎に備える施設等、これについて地方の裁量というのはそういう意味合いで理解していいの。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長	特別区の教育主管部長会から私どもに検討の依頼がありましたのが、今の3ページの上2行だったものですから、回答については上2行についてしか触れてございません。一方、下2行についてですが、どういった事情でこういった提案を地方からしたのかというのは、全国市長会に問い合わせをさせていただいて、地方等でむしろ大規模な公立図書館を建てることのできないような体制規模の弱い自治体が、学校の図書館を地域に開いてそれを公立図書館として実際に運用しているような場合に、それが省令の面積基準を満たしていないと指摘されるようなことがないようにということで、どちらかという、これからというよりは、現状を追認する形で実態としてそうあるのだから、そういうような部分を加えましょうという要望をしましたと聞いてございます。
教育長	北区のその公共施設の再配置計画の議論の中では、例えば学校図書館と区立図書館を一体化すべきだ、みたいな議論もされたように聞いているのですけれど、そういう道もこれで開けたという理解でいいのね、逆に。北区としては将来的に活用の幅が出てきたという理解でいいのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	予定では、法案が予定どおり通れば、義務付け・枠付けとしては外れたという理解ですので、条例さえ制定すればできるようになったという理解でよろしいかと思いません。
教育長	ありがとうございます。
檜垣委員	委員長
森下委員長	檜垣委員
檜垣委員	2ページ目の文部科学省の学校教育法第3条についてちょっとご質問なのですが、3ページに行きまして北区の状況として、運動場について、小学校で10校、中学校で6校が最低基準面積に達していない状況であるというご報告をいただきました。そして、この最低基準面積というのは、ちなみにどのぐらいの平米数なのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長

森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	小中学校で違うのですが、小学校の運動場でいいますと、240人までのお子さんがいる場合は、まず最低2,400平米を確保しなければいけません。そこからお一人ふえるごとに10平米を余計に確保していくという計算になってございます。721人以上いる場合については、7,200平米を確保しなければいけません。大きくこの3つに分かれてございます。
檜垣委員	中学校は。
学校改築施設管理課長	中学校につきましては、小学校が最低で2,400平米だったところが、同じ人数で3,600平米、約1.5倍大きい形となっております。お一人ふえるごとに10平米ふやすというのは同じ考え方でございまして、幾らいても8,400平米あればいいという、最大限のところは1,200平米大きい状況でございまして。
檜垣委員	ありがとうございました。
森下委員長	よろしいですか。 私も1つ気がかりなことがあります。それは、今児童数が非常にふえてきている小学校が1校、人数的にも700人を超しているというところで大きい学校があります。ここに書かれているように義務付け・枠付けの見直しの流れの中で、緩和という措置で基準は大丈夫だということでしょうか。2部で遊んでいるとかということを知りたしたりもいたします。無理やりというか、許容範囲の中で認めているという現状なのではないでしょうか。そこがちょっと1校については気になるのですけれども。
学校改築施設管理課長	委員長
森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	まず基準を満たしていない部分についてですが、特別文部科学省から指導を受けたり、もしくは工事金等がもらえなくなるような制約を受けるたぐいのものはございませんで、そういう意味で説明にございましたとおり、弾力的、大綱的に運用していただいている状況でございます。今後でございますけれど、教育環境をできる限りよりよいものにしていくように追求していくという点では変わらないのですが、現状としまして、例えば学校を改築いたしますと、どうしても校舎の部分は充実します。敷地の面積に限りがございますので、結果として運動場の面積が狭くなってしまいう、そういう傾向にあるのは事実でございます。今後改築を進めるに当たっては、校舎と運動場のバランスにも十分配慮しながら整備させていただきたいと思っております。 以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。よろしくお願ひします。
ほかにございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、本件について特にご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

では次に、日程第6、報告第10号、滝野川第一小学校・滝野川第七小学校統合推進委員会の設置について及び日程第7、報告第11号、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の協議の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長

委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、報告第10号並びに第11号の2件につきまして、一括してご報告をさせていただきます。先に、報告第10号、滝野川第一小学校・滝野川第七小学校統合推進委員会の設置についてでございます。

報告書を1枚おめくりいただきまして、報告第10号説明資料をごらんください。まず、1の要旨でございます。田端中学校サブファミリーブロックの適正配置につきましては、適正配置検討協議会において協議を重ね、本年3月に協議会方針を決定していただいたところでございます。この協議会方針に基づきまして、統合新校の学校名や通学路の安全対策、また施設の改修など、新しい学校づくりに向けました協議を行うための組織として、統合する両校の関係者を中心に構成をいたします統合推進委員会を設置することとしたものでございます。これは、これまでの中学校の適正配置でも同様の協議組織を立ち上げ、協議をしていただいたものでございます。

2の現況及び経過等でございます。恐れ入りますが、資料の裏面をごらんいただけますでしょうか。3行目になりますけれども、3月7日、第6回協議会で決定いたしました協議会方針につきましては、その下に四角で囲みましたところにお示ししたとおりでございます。この後に、4月18日に、統合推進委員会準備会というものを開催いたしました。そちらで、委員や部会の構成などについて協議をさせていただき、ご了承をいただいたところでございます。

申しわけございません、恐れ入りますが、今後の予定のところ、番号が4番となっておりますが、番号を飛ばしてしまいました。申しわけございません。3番に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、今後の予定でございます。5月16日に第1回統合推進委員会を開催いたしまして、以降部会などを設置しながら、新しい学校づくりに向けた協議を行って

まいります。なお、この小学校の適正配置によりまして、田端中学校、配置が当面の間ということで勉強させていただいたものでございますけれども、これにつきましても、協議する条件が整いましたので、6月を今想定しておりますが、中学校の配置に関する協議会、こういったものも設置をしたいと考えております。

小学校の予定に戻りますが、同じく6月に統合に係ります経費を補正予算に計上いたしますとともに、これ以降統合新校の開設までに、普通教室でありますとか、そういった備品でありますとか、そういった整備など、必要な施設の改修や手当を行ってまいります。また、10月でございますけれども、これは具体的には学校名についての方針が決まった段階という形になりますが、第8次学校適正配置として教育委員会でご審議、またご決定をいただき、その上で11月には区議会にお諮りをしたいと考えております。

なお、今年度の施設改修につきましては、時間的にも限られておりますので、統合新校をスタートする際に必要などころまで書き出させていただいております。統合に合わせて実質ハード面の教育環境の整備につきましては、統合推進委員会でこれからさまざま議論をいただき、要望もいただきながら、その意向を踏まえまして、平成26年度以降に実施をしたいと考えております。

続きまして、報告第11号、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の協議の進捗状況でございます。5月に行われたもので、すみません、資料を本日机上に配付をさせていただきました報告第11号、説明資料をごらんいただけますでしょうか。

1の要旨でございます。本ブロックにつきましては、1年にわたり協議を進めてまいりましたが、現時点におきましても学校数について、まだ合意に至っていないという状況でございます。

2番の現況及び経過等でございます。3月14日、下のほうになりますけれども、開催いたしました第4回協議会におきまして、具体的な方法の組み合わせをお示するとともに、教育委員会事務局として清水小学校と第三岩淵小学校を統合し、その通学区域内に1校、それから梅木小学校の通学区域内に1校を配置することが望ましい、こういった考え方を説明させていただきました。これを踏まえて、各団体、学校が持ち帰りをして、今回5月1日に開催いたしました第5回協議会では、これまでの議論やこういった教育に対する考え方なども踏まえて、各団体の考え方は明らかにした上で、最終的に協議会として一定の方針をまとめようということで、協議会の皆様にご議論をいただいたところでございます。

これにつきましては、協議会の冒頭で座長から、もし今回の協議会で意見が一致しなかったときには、裁決をもって方針を決定したい、こういったご提案もいただき、これを踏まえて協議を行いました。2時間にわたる協議を行いましたけれども、議論が尽くせず、会場の都合もございまして、今回は方針の決定、裁決をとるところまでには至っておりません。

今後の予定でございますけれども、適正配置について一定の理解はいただいているところです。ただ、少し進め方といいますか、この間では、こちらの教育委員会では、学校数を2校とまず決めてから、さまざまな問題点について知恵を出し合いまし

ようという形で進めていきましたけれども、学校数を先に決めるのではなくて、そのほかの通学上の安全であるとか、施設整備だとか、そういったところを先に協議を開いた、進め方について少し意見が異なっているというところがあります。ただ、全体的な方向性、統合が必要であるといったことについてはご理解をいただいているところもありますので、少し協議会という場面ではなく、さまざまなお話を伺いながら進めていきたいと思えます。

また、この進め方につきましては、座長と少しお話をし、進め方自体について変更が可能かどうか、こういったことも含めて少しお時間をあけて、次の協議会を開きたいと思っております、今の予定では6月ということで考えてございます。

なお、近々、第三岩淵小学校で、保護者の皆様の集まりがあるということでございますので、こちらにつきましては教育委員会が直接保護者の方に訴えかけ、その必要性をご理解いただくために、ぜひその会でご説明をさせていただきますということをお願いしております。先般は、清水小学校にお伺いしてご説明をさせていただきました。教育委員会できちんと説明、それから責任をもってこの適正配置に取り組むということを申し上げて、保護者の理解を得ていきたいと思っております。

まだ、協議会、これからも引き続き必要な状況でございますけれども、今後については以上でございます。

- | | |
|------------|---|
| 森下委員長 | 10号、11号の報告をまとめていただきましたけれども、本件につきまして、ご質疑、またご意見はございますでしょうか。 |
| 加藤委員 | 委員長 |
| 森下委員長 | 加藤委員 |
| 加藤委員 | 滝野川地区では、割とスムーズに運んで、来年の4月から新たな学校ができてというような計画になっておりますけれども、赤羽地区のこの3校を2校にするという形の中で、地域の方初め、保護者や何かが一番問題視しているところというのは、どうということなのですか。 |
| 学校適正配置担当課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 学校適正配置担当課長 |
| 学校適正配置担当課長 | 稲付中学校サブファミリーブロックでは、地域の方と、それから保護者の代表の方に委員参加をしていただいております。その中で、地域の方の多くは、やはり将来を見据えて適正配置をしていかなければいけないと、これについて大変なことだけれども進めていかなければいけない問題だというご認識が高いと捉えております。
一方で、PTA推薦委員の方ですが、やはり学校を代表して来ているということも |

ありまして、現在の保護者の方がやはり現状維持を望むといった声大きいということでございます。ですので、私どもとしては、現在のお子さんだけではなくて、将来的にこれから少子化がさらに進む中、今未就学児を含めて、この地域の中にどういった学校づくりをしていけばよいかということもPTAの委員の方の知識をいただきたいと、お知恵をいただきたいということでお話をしているのですが、なかなか今の子どもたちにとってどうなんだという議論が中心になっているというところがあります。

そういったところで、少しずつではございますけれども、地域の小学校だけではなくて、その地域一体、例えば中学校を含めた形で、地域の教育環境を上げていきたいという教育委員会の思いを説明してまいりましたので、少しずつではありますけれども、そういったところでも理解が得られるものと感じております。

ただ、まだそういった直接協議に参加していない保護者の方というのはなかなか――では直接アンケートなどをとって、学校の再編をすることについてどうですかというのと、やはりまだ反対の声が多いと、そういった状況でございます。

加藤委員

理解が保護者に足りないのだらうと思うのですね。保護者は得てして自分の子どもが卒業してしまうと、余り関心を持たないというような傾向があるわけですね。やはり、地域の人たちはそこを卒業生もたくさんいて、その思いというものをたくさん持っているけれども、でも今の状況から見てやむなしというような形で、地域の方の理解があると、今お話で伺って、私自身はほっとしているのですが、この保護者の気持ちもわからないではないですけど、実際に将来的に中学校に行ったり高校に行ったときに、その子どもたちが本当に適切な規模の中で健全な形で育ててくれればいいけれど、例えばクラブ活動、運動1つにとっても人数が少なければ、選択肢が非常に狭くなる。ですから、できるだけ選択肢がとれるような規模になって、子どもたちの健全な育成を図っていくべきだと思いますので、大変でしょうけれど、ひとつまたご足労いただいて、何とか保護者の方に理解を得るように頑張っていたいただきたいと思います。

学校適正配置担当課長

今、委員からもご指摘がありましたように、私ども直接行って保護者の方に訴えかけていきたいと思っております。まず、この適正配置、大変なことではございますけれども、子どもたちの教育環境を高めることであるということをご理解していただいた上で、進めてまいりたいと思っております。

森下委員長

協議会という公の話し合いの場を持って、もちろん適正に進めていってくださり、大変根気のいいといいましょうか、皆さんの意見を聞きながら、よりベターな形で行きたいということで、とてもその姿勢は地域の方にも伝わっていると思うのですね。いろいろ耳に入るところを聞きますと。その場には、学校関係の校長先生方も、またPTA会長さんも出ていらっしゃるのですが、なかなか学校関係というのは発言がしにくいといいましょうか、立場上もありまして、非常に慎重にされているということをお伺いしております。

ですから、今教育委員会からも、できるだけ保護者の方と直接お話し合いをしながら理解を求めたいというお話ですが、やはり校長先生方も、この協議会の場ではなかなか発言できないにしても、子どもさんにとってどういう公共環境がよいかというあたりを、現場を預かっている校長先生方もぜひ話せるような雰囲気つくっていただければ、より保護者の方も理解をしてくれるのかなということを感じます。

今、加藤委員がおっしゃったように、やはりこの適正な人数の中で、いろいろな部活動にしても磨き合うということはとても大きな意義のあることだと感じますので、まだまだ先が大変かもしれませんが、ぜひそこを、話し合いが大事だということで、お願いしたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

今の委員長の発言を受けて確認なのですけれども、地域の方たちも、統廃合ではないですけれども、適正配置についての理解度というか、あそこは今道路の拡幅をずっとやっていますよね。ああいうのが影響しているということはないですかね。ちょっとかわりがあるって歩いたのですけれど、適正配置について町会の人たちが意外に興味を示していないというか、そういうことを感じたのですけれど、確認ですみません。

学校適正配置担当課長

委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

あの地域は道路が拡幅するということで、町会の方もそういったことはいろいろお考えになっておられているようで、ただ協議会の当初には、この道路開発によってマンションが建ち並ぶことによって、それが児童数の回復になるのではないかといったご質問もありました。今、協議会に出てきていただいている委員の方については理解も深まっておりますし、関心も高いと思っております。ただ、まちのほかの町会の委員の方全てまで、ちょっと私ども情報を受け取っていないので、もしかしたらそういった方は、そのまちのほかの課題に少し重きを置いている方がおられるかもしれませんが、今回の適正配置にご参加いただいている委員の方については、まず1番の課題であるというご認識で取り組んでいただいている状況でございます。

森岡委員

それで、私が気にしているのは、そういう温度差というのですか、それをちょっと感じるのですよね。ですから、あそこはやはり関係ないようだけれど、そういう人たちに説明、いわゆる稲中ブロックの全体はこういう目的でやっているという、本当にちょっと大変ですけれど、小まめな連絡等をやはりやっておいたほうが。ちょっと温

度差を感じてしまうのですよね。

学校適正配置担当課長

この間、協議を続けてまいりまして、実は先ほどの資料でも幹事会、かなり早い段階、8月31日の幹事会では、本部6区における小学校数2校とするという一定の方向性を地域、またPTAの委員も含めて幹事会の方向性を出させていただきました。それ以降、なかなか協議が進んでいないということもあって、ある意味、地域の方にとってみれば、議論はしていくけれどなかなか進まないというところで、もう少し協議がうまく進んでお互いに歩み寄って協議ができればいいのではないかなというように、少しまちの方の中でもこれを何としても踏まえて進めていかなければいけないということ、もう結論がある程度出ているのではないかなという考えを持っているような方もおられるかと思います。

森下委員長

地域には、自治会だよりだとか、いろいろ回覧が回るのですけれども、その中にこの協議会だよりというの、たしか回覧で回ってきてはいたと思うのですけれども、なかなか2校にするというところはまだ決まらないというところで、進め方に問題ありとなると大変だなということを感じますね。進め方からまず、また検討していかねばならないとなると。ただ、学校としては、3校で子どもたちのソフトの面では連携をとりながら教育活動を進めているということですので、よかったなと感じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかに、ご意見・ご質疑、ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第8、報告第12号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関して、ご報告申し上げます。今回は、名義使用承認報告6件、事業実績報告4件でございます。名義使用承認報告からでございます。

1件目、大きなオーケストラの小さな音楽会。北区文化振興財団の主催で、6月30日、八幡小学校で行われます。

2件目、区民文化活動支援事業（北区文化祭）。同じく北区文化振興財団の主催で行われます。2枚おめくりいただきまして、別紙1をごらんください。全部で16の行事がございまして、10月27日から12月1日までの間、北とぴあ内の各施設において行われます。

3件目、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」 自然

と遊ぼう！ネイチャーゲーム。王子シェアリングネイチャーの会の主催で、7月20日から9月29日までの間、行われます。別紙2をごらんください。赤羽自然観察公園ほかで実施される予定となっております。

4件目、区民絵画展（夏休み親子写生大会）。同じく文化振興財団の主催で、8月1日、滝野川地区の公園で実施となります。

5件目、北とぴあ演劇祭。これも北区文化振興財団の主催で、9月13日から10月14日までの間、北とぴあ つつじホールほかで実施されます。

6件目、家族で楽しもう！わらべうた・絵本・おはなしの世界。よみきかせの会たんぼぼの主催で、6月23日と11月17日、中央図書館3階ホールで行われます。

事業実績報告は、お示しの4点でございます。

報告は、以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。ただいまの訂正箇所、よろしくお願いいたします。

ただいまのご説明、本件につきましてのご質疑、またはご意見はございますか。ございませんでしょうか。

委員の方々、よろしいでしょうか。

（質疑・意見なし）

森下委員長

特に、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

ここで、なでしこ小学校の改築計画についての報告を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし）

森下委員長

では、ご異議ないものと認め、本日の日程に報告第13号ということで追加をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

去る4月25日になりますが、なでしこ小学校のPTA常任役員会——約80名ほどになりますが——において、同校の改築計画について説明を行いました。本日は、その説明会の開催趣旨と説明内容についてご報告いたします。

お手元のピンク色の資料が、当日配付した資料でございます。まず1点目の説明会の開催趣旨でございますが、平成17年に改築事業に着手して以来、なでしこ小は9校目の改築校になります。この間の改築事業においては、事業を円滑に進めていく上

で、保護者を含めた地域の方々に事業へのご理解をいただくことの重要性を、改めて事務局として再認識してございます。これまでは、設計に着手し、施設配置などの基本計画がまとまった段階で説明会を開催しておりましたが、約1年早いタイミングで説明会を開催させていただいたこととなります。出席者の方々は、学校だより等を通じて、今後の随時の情報提供、情報共有をお約束させていただいたところがございます。

また、工事でご迷惑をおかけする近隣住民の方々を対象にも、今月中にも説明会を開催させていただく予定で、現在準備を進めているところでございます。

2点目の説明内容についてでございます。チラシは、1枚目は改築スケジュールになってございまして、その裏面をごらんください。3番としまして、地域振興室等、複合化計画についての部分について、ご説明をさせていただきます。さきの教育委員会で同校の改築計画をご説明した際には、詳しくお話しできなかった部分でございます。この間の経過等とあわせ、改めてご説明させていただきます。

北区は公共施設の老朽化に伴う大量の施設の更新事業に、今後効率的に対応していくため、本年2月に北区公共施設再配置方針案をまとめ、公表いたしました。その中で、今後20年間で施設の総量、延べ床面積で考えてございますが、15%程度削減することが目標として掲げられてございます。また、それを実現するための方策として、学校施設をコミュニティー活動の拠点と位置づけ、学校の建てかえや改修時には、可能な範囲で周辺にある施設の集約化・複合化を図るとしてございます。また、その具体的な取り組みとして、この指針案の中では、なでしこ小学校と志茂地域振興室ほかの複合化を図ることが計画案として示されてございます。

このような区の総合行政計画の方針に加えまして、なでしこ小学校の地元連合自治会から開かれた学校や、学校地域の防災拠点とするためとして、同校への志茂地域振興室等の合築の要望書が提出されている経緯もございまして、お手元の資料にございますとおり、今回の説明会では志茂地域振興室の移転・合築が予定されていると、説明をさせていただいたところでございます。

一方、本年3月に改定いたしました、北区小中学校整備指針においても、新たに学校施設の複合化の次第を設けたところでございます。そこでは、児童の安全を第一に、施設配置、施設管理を行うとともに、防犯対策を行うこととしておりますので、今後の事業化の検討に当たりましては、十分留意してまいります。

報告は以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

ご説明いただきました、ただいまの件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員	地域振興室を合築するというお話ですよ。教育委員会と地域振興部の形が1つになって、また出入りする人たちも多種多様な形になると思うのですが、その辺について、この敷地内に一緒にするということであって、校舎と一緒にくっつくということではないわけですよ。
学校改築施設管理課長	委員長
森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	そのあたりの施設配置計画については、今後の検討になるかと思いますが、公共施設再配置方針案の趣旨からしますと、別棟にしますと結局床面積を抑制するという機能が十分果たせない場合がございますので、その場合はやはり一つ屋根の下で合築する場所があるかと思います。
加藤委員	すると、子どもたちの帰る時間からいろいろな部分で差が生じてくる。要するに、地域振興室の利用というのは、今はふれあい館の形にとって、大体10時半ぐらいまで、あるいは9時半ですか。
学校改築施設管理課長	今現在、具体的な名称として挙がっています施設は地域振興室でございまして、ふれあい館、いわゆる集会施設とは違います。そういう意味では、地域振興室の機能は3団体、自治会の方々、青少年団体の方々、赤十字団体の方々の事務局を中心に業務をございまして、その中で災害時には、地域の災害対策本部、地区本部になるというところを捉えまして、志茂の連合自治会からは、もともと志茂地区が東京都の中でも防災上、まちづくりの課題を抱える地域ということもございまして、積極的に中に入れていきたいとご提案いただいているところでございます。 あと、加藤委員ご心配の点でございしますが、既に学校施設と、それ以外の公共施設の合築例につきましても、多々ございます。いずれについても、基本的には動線が分離されてございまして、児童の安全は確保されている状態と考えてございます。私どもも、児童の安全がまずは第一と考えてございますので、その点には十分留意してまいります。
加藤委員	わかりました。
森下委員長	よろしいですか。私も十数年前に他区で、やはりこういう複合化されている小学校に訪問したことがありましたが、やはり地域の拠点として、いいものだなと感じました。ですから、やはりそこに書かれている児童の安全を第一にということで、今後進めていただきたいと思っております。 ほかに、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。